山形県介護支援専門員協会

会　誌

第20号　2006. 3

三須良彦会長を悼む

理事・事務局長　峯田幸悦

故 三須良彦会長

■ 三須会長の突然の訃報

我が山形県介護支援専門員協会の会長である、三須良彦先生（享年75歳）が2月23日（木）午前10時47分永眠されました。ここに、謹んで哀悼の意を表したいと思います。

告別式は、2月26日（日）午後2時より南陽市にあるナウエルホール南陽にてしめやかに執り行われました。会を代表して、事務局長、岡嵜理事、丹野理事が参列し在りし日のお姿を偲びご焼香をさせていただきました。

■ 山形県介護支援専門員協議会の生みの親

平成12年4月1日介護保険法が施行され、介護支援専門員の資格が誕生し、介護保険制度のケアマネジメントが導入されました。介護保険制度をコーデイネートする、専門的資格である介護支援専門員の資格者を活かすために、資格所持者の団体の設立要望が県を始めとして関係者よりささやかれていました。この状況を受け、仮称山形県介護支援専門員協議会の設立準備会が、山形県医師会館で開催されたのは、平成12年10月でありました。呼びかけ人は、山形県医師会長と山形県社会福祉士会長でありました。当時、三須会長は、山形県医師会副会長の要職にあり、何よりも関係団体の育成に力を注いでいく考えをお持ちの方でありました。設立までの間、山形県医師会の会議室を借用し、数回の夜の会議を経て議論していきました。夜の弁当代について、三須会長がポケットマネーから出してくださった事もたびたびありました。最終的には関係基礎資格者の団体13団体が集まり、平成13年3月25日に山形県介護支援専門員協議会として、800名の会員の下発足いたしました。その後、各地区支部設立にもご尽力いただき、山形県下5地区に支部も設立となり、会も順調に滑り出しました。その後、山形県の相談窓口の設置の承諾、会費値上げの問題、そして、日本介護支援専門員協会への加入と常に会のことを心配され、会発展に全力で取り組んでいただきました。

今後、介護支援専門員も更新性や主任ケアマネジャー制度など、制度の根幹をなす資格者の集団に変貌する必要があります。この大切な時期に、三須会長を失った我が会は、大きな重鎮を失った思いであります。しかし、生前に三須会長から指示された考えを我々が受け継ぎ、立派な会に育てたいと思います。三須会長のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

《目　次》

巻頭言　三須良彦会長を悼む……理事・事務局長　峯田　幸悦 …… 1
特集1　山形県介護支援専門員協議会臨時総会 …… 2
特集2　山形県介護支援専門員協議会の足跡 …… 5
理事会報告 …… 7
会員紹介 …… 8
地区支部報告 …… 9
委員会報告 …… 10
相談窓口（ケアマネ110番）から …… 11
情報のページ …… 12
コーヒータイム …… 16
編集後記 …… 16

特集1　山形県介護支援専門員協議会 臨時総会及び研修会

臨　時　総　会

山形県介護支援専門員協議会臨時総会が平成18年２月19日（日）　午前11時30分～12時　山形国際交流プラザ　２階大会議室において開催されました。

資格確認

会員総数784名のうち、出席会員59名、委任状出席194名　合計253名の出席確認。臨時総会は適正に成立。

開会の挨拶　熊坂副会長

副会長挨拶　熊坂副会長

この会は、医師会、県の強いバックアップを頂きながら、各専門職団体が集まって組織化されたという経緯があります。これは大きな成果であったと改めて感じています。そして、具体的に構成して頂いたのが皆様です。会費を負担し、様々な事業に参加して頂きました。誠にありがとうございました。

さて、協議会では、大きな節目を迎えました。それは会費の値上げという問題であります。この頃から職能団体としての方向性が議論されるようになりました。職域の確定とそこに求められる高い機能、能力。それを考えた時、協議会というゆるやかな形では限界があるのではないか。そこで大きく踏み出したのが、介護支援専門員協会というあり方であります。全国の動向に基づいてその方向性に向かっていくべきではないかという議論をしてきました。介護支援専門員は、一定の専門性の上に載せられた資格という形になっています。しかし、部分的には基礎資格よりも、より明確な領域をもって行われているという部分があります。介護支援専門員が今後固有の視点を持った専門性の特化された方向に進むのか、その辺はまだわからないところがありますが、少なくとも専門性が期待されていることはまちがいのないところであります。皆様と共に介護支援専門員の技能を高めて、社会的な期待に応えて承認を高めていきたいと改めて思っています。介護支援専門員への社会的承認の高まりそのものが、介護保険制度の発展に繋がります。そういう誠に重要な協会であり、私達であると思っています。

本日はその為の大切な規約改正を諮らせて頂きますので、宜しくご審議をお願いいたします。

議長選出　清水一衛会員を選出

議事録署名人　小池千恵子会員・佐藤千鶴会員を選出

議事

第１号議案　日本介護支援専門員協会の加入について

日本介護支援専門員協会に加入する。

１・加入者　本会員正会員のうち、平成17年度会費納入者423名（平成18年２月17日現在）

２・費用　本会予算より日本介護支援専門員協会年会費423,000円を支出

（理由）

職能団体の日本介護支援専門員協会に加入しようとするものである。

第２号議案　山形県介護支援専門員協議会会則改正について

日本介護支援専門員協会の加入に伴い、会則の一部を次の通り改正する。

山形県介護支援専門員協会会則改正

改　正		
改正前条文	改正後条文	
（名　称） 第１条　この会は、山形県介護支援専門員協議会（以下「本会」という。）という。	（名　称） 第１条　この会は、山形県介護支援専門員協会（以下「本会」という。）という。	名称の変更
（事　業） 第３条	（事　業） 第３条	
	（８）日本介護支援専門員協会の支部としての活動	号の追加
（８）その他目的を達成するために必要な事業	（９）その他目的を達成するために必要な事業	号の繰下げ
（役員の種類及び選任） 第11条　本会に次の役員を置く。	（役員の種類及び選任） 第11条　本会に次の役員を置く。	
（１）会長　1名	（１）会長　1名	
（２）副会長　2名以内	（２）副会長　2名以内	
	（３）代議員　日本介護支援専門員協会の定めによる人数	号の追加
（３）理事　（会長および副会長を含む）30名以内	（４）理事　（会長、副会長及び代議員を含む）30名以内	号の繰下げ
（４）監事　３名	（５）監事　３名	文言の追加 号の繰下げ
（役員の職務） 第12条	（役員の職務） 第12条	
	３　代議員は、日本介護支援専門員協会が開催する総会の表決を行う。	項の追加
３　理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。	４　理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。	項の繰下げ
４　監事は、次に掲げる職務を行う。	５　監事は、次に掲げる職務を行う。	項の繰下げ

（理由）日本介護支援専門員協会への加入に対応しようとするものである。１号、２号の議案は、賛成多数により可決されました。

閉会の挨拶　加藤市理事

平成17年度第３回研修会報告

講　演

『介護保険制度改正を考える』

講　師　木村　隆次　氏

（日本介護支援専門員協会　会長）

日　時　平成18年2月19日（日）

午前9時半～11時半

場　所　山形国際交流プラザ（ビッグウイング）

平成17年度３回目の研修会には、約100名の方が参加し、さすがにテーマへの関心の高さが伺えました。ケアマネであれば、4月からの制度改正の内容について、これまで耳をそばだて目をさらにして情報に気を配っていたことと思います。

講師は設立ホヤホヤの全国ケアマネ職能団体「日本介護支援専門員協会会長」であり、制度改正の中身を直接審議した「社会保障審議会臨時委員」を務めておられます。そのため、改正される制度の正確な内容、改正によって何を目指しているのかという行政の側からの見方のみならず、改正に至った細かな背景や審議会での議論の中身、現在のケアマネが他職種や利用者からどのように受け止められているかを知った上で、ケアマネ自身が何を目指して、どのように動けばよいのかの方向性を指し示してくれる内容でした。お話はとてもエネルギッシュで詳細で多岐に渡っており、２時間という時間はあっという間に過ぎてしまいました。その内容の半分も紙面上で伝えることはできないことをお許しください。そのうえで報告者が勝手に個人的な感想を交えてまとめます

まず講演冒頭でケアマネジメントの重要性を強く訴え、「ケアマネジメントがイコール・ケアマ

ネジャーではなく、多くの職種、本人、家族を巻き込んで、協働で事にあたること」が大切と述べられました。まったくその通りです。このことは「ケアマネジメントの基本」であり、「マネジメントリーダー」はどの職種がなっても良いしそれは利用者のニーズによって決まってくるものだと思います。それであるのに、なにかといえば、なんでも「ケアマネ」に振ってくるサービス担当者がなんと多いことか。

また、利用者のいうことを「何でも聞く」ケアマネは決して良いケアマネではないことを強調し、適切な評価の上で、必要とあれば下肢機能の向上のために苦しい個別リハを勧めるケアマネのほうが良いケアマネであると述べました。

ケアマネの処遇については、「介護支援専門員」の身分が「介護保険法」に明確に位置付けられることになること、また居宅介護支援においては「特定事業所加算」は利用者一人につき5,000円であり、(大雑把にまとめると) ケアマネ4人の事業所であれば利用者の単価がほぼ18,000円で経営が維持できるとの損益試算も示してくれました。もうスペースがありません。

質疑応答では、多くのケアマネが懸命に努力していること、ケアマネへの周囲の理解を求めていることを熱く伝える発言がありました。それに対して木村会長から「日本協会」を軸にして様々な活動をしていくことを熱く応えて頂きました。

講演から報告者は「高齢者の機能の維持・向上は大切で、現在それが可能なはずなのに適切なサービス提供がなされていない利用者が多く、ケアマネは自らの地位の向上のためにも、ケアマネで食べていくためにもこのことを肝に銘じる必要がある」と勝手に受け止めた次第です。

最後に、今回参加した会員は、残念ながら参加できなかった近くの会員に、是非とも資料をコピーして内容を伝え、「日本協会」のホームページを見るようにおっしゃってください。また会員でない方には、お金を払って入会することを条件に、研修内容を教えてあげてください。

(報告　佐藤知生理事)

日本協会加入にあたってよくあるご質問Q&A

Q：私は現在、山形県介護支援専門員協会の正会員ですが、日本協会への入会手続きが新たに必要でしょうか。

A：臨時総会で日本協会への加入が承認されましたので、山形県介護支援専門員協会の正会員は、原則的に日本協会会員となります。ただし、連絡先が不明の方、退会の申し出をされた方、会費納入に関する手続がまだ確認できない方については、移行手続を保留とさせていただきます。また、特別会員、賛助会員の方については検討中です。

Q：日本協会への入会金と年会費の納入はどうすればいいのですか。

A：日本協会の会費（入会金 1,000円、年額会費 2,000円、※但し、平成17年度中の入会については、入会金は免除、年会費は半額とする。）は、県支部単位でまとめて納金するため、会員各々が振り込む必要はありません。平成17年度の通常総会において会費の値上げも行っておりますので、このたびの日本協会への加入に際して、あらたな会費徴収はありません。

Q：今年度試験に合格し、実務研修を終えたばかりです。日本協会への入会手順を教えてください。

A：各都道府県介護支援専門員協会への入会によって日本協会の申込資格を得ることになります。山形県においては、当会が日本協会の入会窓口となります。

Q：日本協会か山形県介護支援専門員協会のどちらかだけに入会することはできますか。

A：各都道府県介護支援専門員協会に入会せず、日本協会だけに入会することはできません。また、山形県介護支援専門員協会に入会すると、自動的に日本協会に入会になります。

特集2　山形県介護支援専門員協議会の足跡

山形県介護支援専門員協議会は、「超高齢社会に向かいつづける昨今、介護を必要とする人々の多種多様なニーズに応える為、それぞれが属する職域・所属の枠を超え、介護支援専門員としての自覚を持ち、資質の向上と専門性の追究を図り、相互の連携と協力を築いて、地域・社会から要求される期待に応えられる介護支援専門員として力強い活動を目指しましょう」（設立趣意書から引用）という趣旨で設立されました。そして5年を経て、平成18年2月19日に山形県介護支援専門員協会を設立し、伴って発展的解消になりました。ここに約5年間の足跡を振り返ります。

＜設立準備＞

・平成12年10月18日（水）午後6時～7時30分、県庁講堂、第1回「山形県介護支援専門員連絡協議会（仮称）」設立準備懇談会、山形県医師会長と山形県社会福祉士会長からの呼びかけを受けた9つの職能団体と県介護保険推進室が出席し、山形県における介護支援専門員の連絡協議会設立の必要性について協議。

・平成12年11月30日（木）午後5時30分～7時、山形県医師会館、第2回「山形県介護支援専門員連絡協議会（仮称）」設立準備懇談会、全9団体から設立賛成の意思確認し、他団体への呼びかけ、5万円の拠出金、規約案について協議。

・平成12年12月19日（火）午後5時30分～7時30分、山形県医師会館、第3回「山形県介護支援専門員連絡協議会（仮称）」設立準備懇談会

・平成13年1月21日（日）午前10時～午後3時、山形市総合福祉センター、第4回「山形県介護支援専門員連絡協議会（仮称）」設立準備会、会議名称を設立準備懇談会から設立準備会へ変更。会名称を連絡協議会（仮称）から協議会（仮称）とする。最終的に13団体となる。

・平成13年2月6日（火）午後6時～8時、山形県医師会館、第5回「山形県介護支援専門員協議会（仮称）」設立準備会、規約案の決定、事業計画案、予算案、役員案等を協議。

・平成13年2月13日（火）午後6時～9時、山形県医師会館、第6回「山形県介護支援専門員協議会（仮称）」設立準備会（第1回総会設立準備会）、会議名称を総会設立準備会とする。総会に向けた協議。

・平成13年3月15日（木）午後6時～8時、山形県医師会、第7回「山形県介護支援専門員協議会（仮称）」設立準備会（第2回総会設立準備会）

＜設立以降＞

・平成13年3月25日（日）、設立総会

・平成13年6月20日、会誌第1号（設立創刊号）発行

・平成14年3月23日（土）山形地区支部設立。以後平成15年3月15日までに庄内、最上、村山、置賜地区支部が設立

・平成17年4月17日（日）第5回通常総会にて運営規則の一部改正、会費値上げ決議

・平成18年2月19日（日）臨時総会にて会則の一部改正、日本介護支援専門員協会加入決議

＜総会＞

・設立総会：平成13年3月25日（日）13時、山形国際　交流プラザ

・第2回通常総会：平成14年4月21日（日）13時、山形国際交流プラザ

・第3回通常総会：平成15年4月20日（日）13時、山形国際交流プラザ

・第4回通常総会：平成16年4月18日（日）13時、山形国際交流プラザ

・第5回通常総会：平成17年4月17日（日）13時、山形市総合福祉センター

・臨時総会：平成18年2月19日（日）11時30分、山形国際交流プラザ

＜理事会＞

第1回：平成13年5月20日（日）9時30分、山形市総合福祉センター

第2回：平成13年6月11日（月）18時30分、山形市総合福祉センター

第3回：平成13年7月15日（日）10時、山形国際交流プラザ交流サロン

第4回：平成13年10月10日（水）18時30分、山形県医師会館

第5回：平成13年12月14日（金）18時30分、浜なす分店
第6回：平成14年3月7日（木）19時、山形市総合福祉センター
第7回：平成14年4月4日（木）18時30分、山形市総合福祉センター
第8回：平成14年6月25日（火）18時、山形県医師会館
第9回：平成14年8月29日（木）18時30分、山形県医師会館
第10回：平成14年10月13日（日）10時、天童市総合福祉センター
第11回：平成14年12月14日（土）18時、浜なす分店
第12回：平成15年3月2日（日）10時、山形市総合福祉センター
第13回：平成15年4月5日（土）17時、山形市総合福祉センター
第14回：平成15年7月5日（土）17時、山形市総合福祉センター
第15回：平成15年8月9日（土）17時、山形市総合福祉センター
第16回：平成15年10月25日（土）17時、山形市総合福祉センター
第17回：平成15年12月13日（土）17時、浜なす分店
第18回：平成16年3月7日（日）10時、山形市総合福祉センター
第19回：平成16年4月10日（土）17時、山形市総合福祉センター
第20回：平成16年5月8日（土）17時、山形市総合福祉センター
第21回：平成16年7月17日（土）17時、山形市総合福祉センター
第22回：平成16年10月9日（土）17時、山形市総合福祉センター
第23回：平成16年12月11日（土）17時、浜なす分店
第24回：平成17年3月5日（土）17時、山形市総合福祉センター
第25回：平成17年4月2日（土）17時、山形市総合福祉センター
第26回：平成17年6月11日（土）17時、山形市総合福祉センター
第27回：平成17年8月6日（土）16時、山形市総合福祉センター
第28回：平成17年10月8日（土）16時、山形市総合福祉センター
第29回：平成17年12月17日（土）16時、山形国際ホテル
第30回：平成18年1月21日（土）16時、山形市総合福祉センター
第31回：平成18年3月4日（土）16時、山形市総合福祉センター

＜受託事業＞

・山形県から、介護支援専門員支援のための相談窓口事業の委託

＜外部委員会への委員推薦等＞

・山形県高齢者保健福祉計画推進委員会委員
・山形県介護支援専門員支援会議委員
・山形県認知症プロジェクト委員会委員

＜研修会講師推薦等＞

・山形県介護支援専門員実務研修講師推薦
・山形県介護支援専門員現任研修講師推薦
・職能団体における研修会講師派遣

介護支援専門員は、高齢化が急速に進行するわが国において、また高齢化率の高いわが県において、高齢者が住みなれた地域や選択した住まいで自立した生活を継続するために必要な介護サービスをコーディネートする役割を担ってきました。

このたびの制度改正によって、これまでの役割に加えて、地域と予防を重視した新たな仕組みづくりの取り組みが求められます。具体的には、地域における介護予防の推進、ケアの継続性及び包括性の確保、保健・医療・福祉の多職種協働の推進などです。また、多様化する利用者ニーズと多種多様に存在する地域ニーズに対応する、より一層質の高いケアマネジメント実施のために、専門職としての資質・知識・技術の向上とともに、関係団体との連携・協力を推進する必要があります。

「全国の介護支援専門員のネットワークを構築し、介護支援専門員の資質の向上と地位の確立を図ることにより、もって国民の保健医療の向上と福祉の増進に寄与することを目的」（日本介護支援専門員協会ホームページから引用）に設立なった日本介護支援専門員協会の山形県支部として、目的と役割を果たしていくよう、会員の皆様のご意見をうかがい、実情を踏まえながら活動していきます。会員の皆様には、一層のご協力をお願い申し上げます。

最後に、故三須良彦会長の設立準備期からの当会活動へのご尽力に対し、深謝いたします。

理　事　会　報　告

第29回定例理事会議事録

と　き　平成17年12月17日（土）午後4時～6時
ところ　国際ホテル
出席者　副会長1名　理事16名　監事2名　事務局
　　オブザーバー1名

1. 挨拶・・・・・峯田理事
2. 会長挨拶・・・阿部副会長
3. 経過報告・・・峯田理事
　・11月11日　常務会開催
4・協議
1）会費自動払い込み手続き進捗状況
・12月17日現在手続き終了者は411名
・現金書留・持参する人が居る
＊担当理事に指示を仰ぐようにする
＊電話で連絡をする。
＊現金振込みの場合、受け付けない。
・賛助会員、特別会員は、今までどおり振込みで手続きをしていただいている。（単年会員の為）
2）委員会報告
・広報委員会・・・会誌19号作成中　年内に会員に届くように発送したい。
・研修委員会・・・2月19日（日）「介護保険改正について」
講　師：木村隆次氏
会　場：ビックウイング
時　間：午前中にしたい
・調査研究委員会・・調査内容について検討中
・総務委員会・・・各都道府県連絡協議会・協会
会員加入形態・事業費等調査
会員名簿作成に取り掛かりたい
会員証を発行したい
・財務委員会
手続き未納者に督促状を出した。
住所変更等で連絡の取れない人が多少いる
・サポート委員会
相談窓口に相談や質問とはいえないものが増え回答にとまどう。
質問：実務につかずブランクがある人に対して、県での研修会はあるのか？
県：実務研修者として登録されていれば、現任者研修者になる。来年度より、再研修の制度がでてくるが、登録されている者は現任者研修の参加者となる。更新制度についてまだ、はっきりしていない。
3）地区支部報告
・各支部から活動報告
・財務より：地区支部助成金は12月末日の会員数により、一人あたり500円で出す
4）全国介護支援専門員協議会臨時総会・日本介護支援専門員協会設立総会について
・会費は入会金1,000円、年会費2000円だが、今年度内に入会の場合は入会金は無料、年会費は半額1000円とする
・個人入会については、保留
・平成18年3月31日末現在会員数500名で1名の代議員
・全国都道府県7割が入会の見込み
＊名称、規約、役員等の改正になるので、総会にかけるべきではないか？→2月19日の研修会終了後、臨時総会を開催する規約については、総務委員会で検討
5）事務局体制について　　峯田理事より説明
・三団体事務局体制から、社会福祉士会に事務を委託する形にするようにしてはどうか？
・事務所認定となると、事務員は雇用保険、労働保険に加入するようになる。
6）その他
・県より：介護保険改正についての資料・実務研修、地域包括支援センター職員研修の資料
・丹野理事より：第2回認知症予防プロジェクト推進委員会　平成17年10月27日開催に出席報告
・峯田理事より：平成18年度の総会を4月16日に予定している。
5・閉会

第30回定例理事会議事録

と　き　平成18年1月21日(土)　午後4時～6時
ところ　山形市総合福祉センター
出席者　副会長1名　理事15名　監事1名　事務局
1・開会
2・会長挨拶・・・・阿部副会長
3・経過報告・・・・峯田理事
4・協議
1）臨時総会について
　理事は当日、8時30分集合
　1月21日現在　43名の出席返事あり
2）役員改選について
3）各委員会報告
・サポート委員会
　ホームページにいたずら記事が多くなった。
＊発信された物を確認判断してからホームページに出すようなシステムにしてはどうか
　来年度のサポート委員会の事業として検討
・研修委員会
　総会研修会講師を厚労省から招くこと検討中
・調査研究委員会
・財務委員会
・広報委員会
　次回20号は総会案内を送付しなければならないので、3月15日発行
・総務委員会
　各都道府県の報告
　今年度の実務研修会時に、入会案内を行う予定
4）地区支部報告
5）その他
・会員証：日本介護支援専門員協会で検討中
・平成18年度の会費は5月12日に引き落とし予定
・介護予防サービス事業者の指定基準等に関わるQ＆A（滋賀県版）あり

会員紹介

毛呂光一さん（庄内地区）

星川　知佳子

「いやー、何度かお電話くださったそうで・・・・。」何年かぶりに、お電話でお話する毛呂会員は、つい最近お話した様な親しさと相変わらず、エネルギー溢れる元気な声。歯科医師会、訪問歯科診療等々外出し、お電話でなかなかつかまらないという多忙な毎日を、精力的にこなす鶴岡市に開業する歯科医師です。

初めてお会いしたのは、介護保険スタートの頃、山形県歯科医師会の小委員会として介護保険対策委員会が、県の理事の大先輩の先生方4人とケアマネジャーの毛呂会員と私というメンバー6人で発足した時でした。当時すでに訪問診療はベテラン、新しい情報やアイデアを持っていらっしゃいました。その後その会から、山形県介護支援専門員協議会の立ち上げの際の理事として参加され、現在は庄内支部監事、鶴岡地区歯科医師会理事、庄内地区16施設の協力医（特養4、グループホーム2、ケアハウス1、老人保健施設2、精神病院2、リハビリ病院2、老人アパート3）をしていらっしゃり、施設は平日の昼2時間と土曜の午後、在宅は外来診療が終わってから訪問歯科診療をなさっていらっしゃるとのこと。本当に多忙な毎日です。そんな中、6歳、1歳8ヶ月、4ヶ月の三姉妹のお父様として家族も大切になさっている様子です。

そんな毛呂会員から「4月から介護保険報酬が改定されます。特に今回は、介護予防サービスに関して新設されました。介護予防の3本柱は、①運動器の機能向上②栄養改善③口腔機能の向上であります。この③口腔機能の向上を行うにあたり、地元の歯科医師及び歯科衛生士と協力して頂きたいと考えます。」というメッセージがありました。これは広義の口腔ケアを示しています。つまり口腔衛生により、口腔の病気、肺炎やインフルエンザなどの全身疾患の予防、改善になります。また、摂食嚥下、言語機能の回復維持の為の訓練や形態的回復等によって、楽しい人と人とのコミュニケーションやおいしい食事ができ、そのことは生きる意欲へ、そして豊かな生活へとつながります。通所系サービスに口腔機能向上加算が新設されますが、1人でも多くの方が利用され、長命ではなく、長寿となられれば幸いです。毛呂会員の先駆者としての今後の更なるご活躍を期待しております。

地区支部報告
（山形・最上・庄内・村山・置賜）

山形地区支部

2月19日（日）午後1時より、ビッグウイングにて9名の参加を得て役員会を開催した。

1、県協議会地区支部推薦理事について地区支部推薦理事として、支部長の加藤市左ェ門氏を推薦することに決定した。

2、地区支部役員改選について
現在の役員は引き続きお願いし、さらに各役員が推薦して、役員の充実をはかることにした。

3、第17回研修会について
3月15日（水）午後7時より
「認知症ケアについて」仮題
講師　医療法人社団悠愛会　大島　扶美先生（医師）
場所　山形市総合福祉センター302研修室

最上地区支部

1月31日　第5回役員会
事務局：会費未納者への連絡・対応協議。
研修委員会：3月か18年度総会時に介護保険改正について研修予定。
調査研究委員会：今年度は制度の改定等により支部会誌の発行を延期し、5～6月頃改正内容を検討して、発行予定。
他に、県理事の最上地区支部推薦の検討、地区役員の改選の検討等協議。
次回は3月16日（木）、18年度総会に向けて、各委員会報告、事業計画、予算決算等協議予定。

庄内地区支部

今年度4月の段階で庄内地区支部の会員数は215名だった。今年度の入会者数は9名、退会者数は16名、平成17年12月15日現在で208名となった。うち年会費の自動引き落とし手続きを完了者は103名と50%を切っている状況だった。年間の支部活動が夏場に集中してしまい、最近は県介護支援専門員協議会の影が薄くなっている責任を感じながら、この状況に支部役員が奮起し、なんとか会員を確保しようと役員自らが分担して未手続きの会員に電話がけをした。出来れば今年度当初の75%程度の160名の会員が確保出来ればと願っている。

県介護支援専門員協議会（山形市）を向いたときに月山という交通のバリアが存在している庄内地区支部ではあるが、それをハンディとさせない強い動機を会員に持って頂くことも私たち役員の役割であると認識している。そのために、庄内地区からは4名程度理事を出したいと考えている。（現在、庄内地区支部の理事は2名である。）

次回役員会は、2月20日に臨時総会を受けて開催する予定になっている。内容は来年度に向けて、庄内地区支部からの理事推薦と、庄内地区支部の役員体制及び事業計画などの検討と、会員確保の活動の継続についてである。

村山地区支部

村山地区支部は西村山地域と北村山地域からなっており、西の端から北の端まではかなりの距離となる。昔から行政区域としても歴史的にもそれぞれ独自性のある発展を遂げてきた。支部活動においても、総会や研修会の会場を西村山地区と北村山地区を交互にする等、なるべく会員が参加しやすいように配慮したり、役員選出も地域のバランスがとれるように配慮しているところである。既に17年度事業は終わったが、12月25日寒河江地区会員の自主交流会が、夕方から忘年会を兼ねて行われた。参加者は15名で、大いに盛り上がり、研修会のグループワークどころではない、自由な意見交換の場となった。身近な会員同士が、本音で語り合うこのような場づくりも意義深いと思った。

置賜地区支部

平成17年10月1日「介護保険制度の改正と介護支援専門員の役割」～尊厳ある老後を支える介護を求めて～と題し、地域包括支援センター及び介護予防ケアマネジメントを含んだ、第2回目の研修会を終了した。

また、大雪の中、平成18年1月27日、28日と役員宿泊研修を実施した。前日発表された厚労省よりの改定通知についての学習会となった。総会準備、役員改選、研修会のあり方等協議した。

委員会報告

総務委員会

実務研修におじゃまして、合格された方々に対し、本会のアピールと入会のご案内をいたしました。多くの仲間に入会していただき、より活発な会にしていきたいと思います。

（加藤　市左工門）

研修委員会

例年は２回だった研修会を、今年度は３回にしてみましたが如何でしたでしょうか。第二回目は、現地会員の皆様の絶大なるご協力のもと、庄内でも無事開催できました。

さる２月１９日の研修会では、協会の木村会長の身体を張った改正論議の最前線でのご奮闘ぶりと、ケアマネへの熱い想い、そして進むべき道を明確にかつ力強くお話いただいたと思います。実利と情勢把握と元気の出る研修会を目指したいものです。

（折居　和夫）

広報委員会

日本介護支援専門員協会への入会により、協会より全国の情報が届くようになります。協会のホームページにも情報は満載です。徐々に充実したホームページになっていくようです。是非、訪れてください。山形県支部としては、これからも県内の情報をより、詳しくお届け出来ればと思っています。ご意見、ご感想宜しくお願い致します。

（小野　淑子）

サポート委員会

相談窓口に対しては、皆様から相談・意見が寄せられております。一部の内容・協議会での回答が難しい件もあり、関係機関に意見を届ける形になったりしています。ホームページに対しては、心ない方からの入り込みがあったりして、ご迷惑をおかけしていることをおわび致します。

（阿部　三重子）

財務委員会

臨時総会にて、当協議会が日本介護支援専門員協会に加入することが決定いたしました。会員の皆さまは、当会会員であると同時に、日本介護支援専門員協会山形県支部会員であるということになります。

今回の組織加入に際して、改めて会費値上げの予定はありません。

（岡嵜　千賀子）

調査研究委員会

１月２６日、第３９回分科会資料が出て４月改定の概要が判明しました。現在、解釈通知やＱ＆Ａが出ていませんので、詳細は不明な点が多いのですが、県が指定・監督する①介護給付、②介護予防給付、市町村が指定・監督する①と②の各サービスについて整理・検討中です。予防給付委託分はケアマネ１人につき８人まで等問題点も多いようです。

（伊藤　欣弥）

相談窓口（ケアマネ110番）から

このコーナーでは、山形県介護支援専門員協議会相談窓口に寄せられたご相談と回答などをお伝えします。

質　問

他都道府県のケアマネからデイサービスとデイサービスに付随するサービスのいわゆるナイトケアを併用して入所とほぼ同じ扱いをしている利用者がいると聞いていますが、どのようなケアプランにしているかは不明です。毎月の利用票は毎日デイサービスを利用という形になっているそうです。これは、介護保険では誤ったプランに思えますが、このようなプランは可能なのでしょうか。

回　答

介護保険上「ナイトサービス」という介護報酬上の名称はありませんが、「６時間以上８時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行なった場合の加算の取り扱い」は明文化されています。それに添った請求であれば問題ありません。それにそぐわない場合は問題です。(「６時間以上８時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行なった場合の加算の取り扱い」36号第２の７(5)、通所リハビリテーションも同様の取り扱い36号２の８(3))

よってご質問の内容については「入所とほぼ同様」という利用形態の具体的なことがわかれば明確に判断できると思います。「ナイトサービス」や「ナイトケア」という呼称の意味するものは、地域、事業者、担当者などによってまちまちです。

たとえば次のような場合は実際に行なわれており、介護保険外の個別の利用方法として認められています。そしてこのような場合は、「毎月の利用法は毎日デイサービスを利用という形」になると思います。

＊介護保険制度に則った通所介護を利用し、それ以外の時間は事業所とご本人側との個別の契約により、同じ事業所にて引き続き介護保険以外のサービスとして有料で宿泊している。

＊介護保険ではない生活支援付住宅に住んでいて、同じ敷地内や建物内で行なわれている介護保険に則った通所介護を日中利用している。

これらが認められる為には、本人の意向を尊重した利用であり、介護報酬上の利用区分つまり介護保険サービスとそうでないサービスを明確に区分していることが必要と考えます。

小規模多機能型施設の充実が、求められる中、介護保険だけでは支援出来ない方に対して、広い視野での支援体制づくりが求められています。

情報のページ

日本介護支援専門員協会のホームページのご紹介

URL：www.jcma.gr.jp

日本介護支援専門員協会では、会員一人ひとりが、欲しい情報をタイムリーに自分の時間に得られるように、協会のホームページにアクセスするだけで、関連するさまざまな情報に至れるような仕組みになっています。これはホームページのトップです。

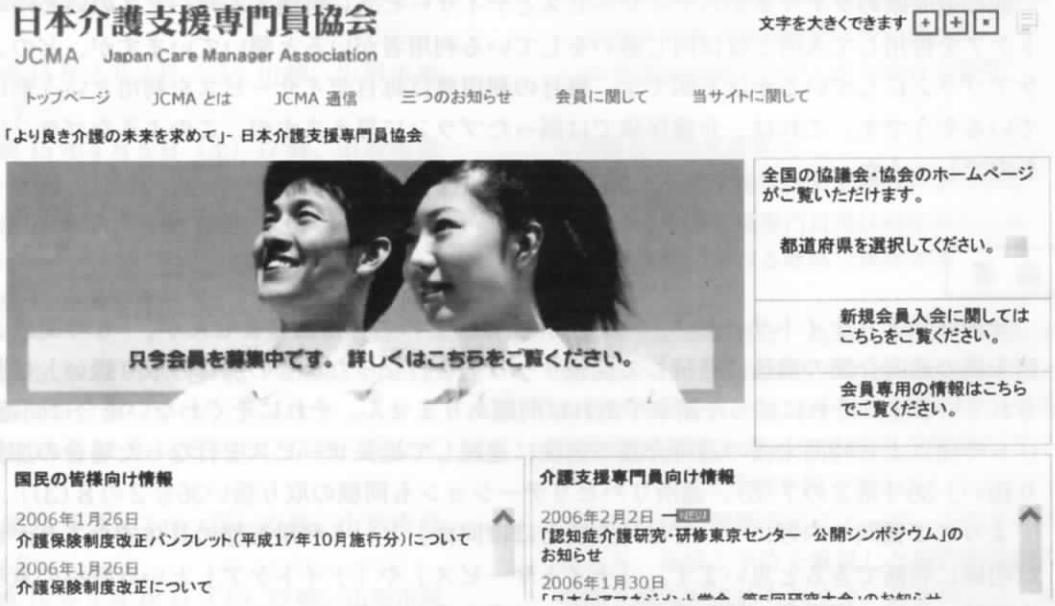

☆ 会員専用のページに移ると、たとえば次のような情報入手先にアクセスできます。

介護予防ケアマネジメント
- 新予防給付ケアマネジメント指導者研（http://www.nenrin.or.jp/center/event/kenshu01.html）
- 介護予防に関する各研究班マニュアルについて（厚生労働省）
  （http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/topics/051221/index.html）

栄養ケア・マネジメント
- 栄養改善マニュアル（http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/topics/051221/index.html）

リハビリテーション・マネジメント
- 高齢者リハビリテーション研究会（http://www.wam.go.jp/wamappl/）

認知症ケアマネジメント
- いつどこネット（http://www.itsu-doko.net/）

医療制度改革について
- 厚生労働省試案（厚生労働省）
- 医療制度改革大綱（政府・与党社会保障改革協議会）

通知
- 在宅におけるＡＬＳ以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて（厚生労働省）
- 厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等（厚生労働省）

山形県高齢者保健福祉推進委員会報告

副会長　阿部三重子

・第2回

日　時　平成17年12月21日(水)

場　所　山形県自治会館

協　議　山形県老人保健福祉計画（第４次）　山形県介護保険事業支援計画（第３次）中間案について

新しいサービスについての制度の説明が難しいこと、施設の利用削減政策についての問題について、食の取り組みについて、地域包括支援センターについて、地域の受け皿状況などの討議があった。

・第3回

日　時　平成18年２月24日(金)

場　所　山形県建設会館

協　議　山形県老人保健福祉計画（第４次）　山形県介護保険事業支援計画（第３次）最終案について

介護保険制度がようやく浸透してきた中、制度が頻回に変わることへの意見や、改正による在宅重視には、家族の心身の負担、保険料、利用料の負担が大きいことも考えなければならないとの意見、その他多彩な討議がなされた。

地域包括支援センターについて

このたびの介護保険制度の見直しにおける基本方針のひとつである「地域包括ケア」の中核機関として、いよいよ４月から「地域包括支援センター」が始動する。地域包括とは、高齢者が住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにすることを目指すものである。従事者である主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等の３職種が、①共通的支援基盤構築、②総合相談支援・権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、③介護予防ケアマネジメントの４つの機能を担う。このうちの③包括的・継続的ケアマネジメント支援は、地域における主治医、介護支援専門員等との他職種協働や、地域の関係機関との連携を図るための後方支援であり、地域の介護支援専門員と密接に関係をもつことになる。またセンターのもっとも重要な業務は「地域包括支援ネットワークの構築」であり、３職種が協働（チームアプローチ）することが強調されている。会員の中にも主任介護支援専門員の職員となられる方がいるだろう。真の意味での地域包括ケアが実現するべく、その設置目的のとおりに十分な機能を果たすことを期待するとともに、より地域に密着した立場からの介護支援専門員の実情報告や課題提起を期待したい。

介護支援専門員の新たな登録制度について

平成18年4月から、介護支援専門員の質的向上、介護支援専門員の資格管理、介護保険給付の請求と支払審査業務の適正化を目的として、これまでの介護支援専門員登録番号とは別に、新たな登録制度が始まる。

山形県においては、この実務従事者の情報整備（事前登録）に関して、平成18年3月3日付で、山形県健康福祉部長寿社会課から居宅介護支援事業所や介護保険施設ごとに、登録方法等についての連絡が届いていることと思うが、それに従って手続きを行うことが必要になる。実務に従事していない介護支援専門員等の登録については、制度の詳細が明確になってから徐々に実施される予定である。

会費自動引き落としの連絡

平成18年度会費の自動引き落とし日は、平成18年５月12日です。
残高不足等のないよう、ご準備をよろしくお願いいたします。

山形県介護支援専門員協会平成18年度通常総会並びに平成18年度第１回研修会のご案内

標記総会並びに研修会を下記により開催いたします。万障お繰り合わせの上、ご出席ください。

記

日　　時　　平成18年４月16日（日）午後１時～４時

会　　場　　山形国際交流プラザ（ビッグウィング）大会議室

協議内容　　13：00～14：00　通常総会
主な議題：17年度事業報告・決算
18年度事業計画・予算
役員改選など

14：00（総会終了次第）～平成18年度第１回研修会
テーマ：「介護保険制度改正のゆくえ（仮題）」
講　師：交渉中

以　上

認定ケアマネジャーに合格して

協立ケアプランセンターふたば　　山本　和美　会員（庄内地区）

認定ケアマネジャーに合格しました。これはケアマネジメントの学際的・国際的研究、技術の教育、相互研鑽、社会啓発活動を通じて、質の高いケアマネジメントを実現していくことを目指し、平成13年7月に設立された「日本ケアマネジメント学会」が試験を行い認定する制度です。「この制度は、高齢者等への社会的支援において中心的な役割を担うケアマネジャー（介護支援専門員）の資質の向上を図り、ケアマネジメントの一層の充実を通じて利用者の生活の質の向上と住民の福祉に貢献し、合わせて介護支援専門員の専門性と社会的地位の確立に資することを目的とする」(日本ケアマネジメント学会、認定ケアマネジャー制度規則、第一章総則第1条、平成15年5月に規則施行）ものです。

受験資格要件は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員として3年以上の実務経験があって、日本ケアマネジメント学会員として2年以上在籍し、都道府県の介護支援専門員協議会等に所属していること等です。 資格申請に当たって、担当している事例の一覧（20例以上）と、要支援から要介護2の事例から1例、要介護3から5の事例から1例、認知症事例から1例について、居宅サービス計画書（1）～（3）等について資料提出し、その後受験資格ありと判定された者が、認定ケアマネジャー試験委員会による口頭試験を受験します。

今年の試験実施日は平成17年11月5日（土）6日（日）で、私は第1日目でした。受験者数は178名で、合格者数（合格率）は141名（合格率79.2%）だったそうです（学会ホームページから)。受験者1名に対して試験委員は3名で、あらかじめサービス計画書を提出した3事例の中の1例について、マネジメントのポイントや思考過程、特別に配慮したこと、ケアプランに関する疑問などについて質問を受けます。20分ほどの試問ですが、内容が濃く、緊張で震えながら、喉がカラカラになりながら答えました。試験終了後の会場では山形県内の知った顔にもお目にかかりました。聞くところでは皆さんが合格なさったそうです。

受験を振り返ってみると、この受験への取り組みそのものからも多くのことを学んだことに気がつきます。それは、事例の一人ひとりをじっくり見つめ直し、支援の妥当性について検討し、認識することができたことです。今後は、認定ケアマネジャーとしてもさらに学習の機会を多く持ちながら、「住み慣れた地域に住み続けられる街づくり」のために働きたいと考えます。

書籍紹介

『当事者主権』　中西正司・上野千鶴子　著　　岩波新書

定価　700円

著者の中西氏は20歳のときに交通事故で四肢麻痺となり、現在まで当事者運動をおこなってきました。この本では、様々な角度から社会福祉についてふれ、「自分のことは自分で決める」「当事者主権の時代にふさわしい専門性とは、当事者ニーズを理解するコミュニケーション技術である」と述べています。この本を読んでいくと、当事者でなければわからないことの多さに気づかされ、「真の自立支援とは何か」「介護支援専門員の専門性」ということを改めて考えさせられる本です。

日総研お客様センター℡：0120-057671　　fax：0120-52690

コーヒータイム

今年は暖冬のはずだったのに予想に反して雪が多かった。本当に多かった。。。そんな雪も少なくなってやっと少しだけ春の足音が聞こえそうです。春の足音と共にやってくるのが花粉ですよねえ。関東では12月末～1月初めに休眠からさめたスギの木が花粉を飛ばし始めるのだそうです。現在、日本人の約20%が花粉症だといわれ、今や国民病とまで言われるようになりましたが、意外なことに、花粉症は戦後に初めて報告された新しい病気で、日本では、1960年代からわずか40年間で花粉症（特にスギ花粉症）が激増したのだそうです。「全くさー、こういうの、国が何とかして欲しいよねー。スギの木をいっぱい植えたのも国の政策なんだからさー。」とこぼしている人がいましたが、戦後に大量植林されたスギが伐採されずに残り開花適齢期をむかえていることが花粉飛散量の増加を招いていることは事実のようです。その他に食環境の変化や不規則な生活リズムやストレスの多い生活がアレルギーを起こしやすくしているとも言われています。が、ストレスはなくなりませんものねえ？

今年は飛びかう花粉の量が少ないという予想が出ていますが、さて。いかがでしょう？？？

（コーヒーブレイク中）

編集後記

インフルエンザに気をつけましょうと言っていた矢先になんとA型に感染してしまいました。予防接種を過信してしまったのかもしれません。4月からの改正に伴う準備が大変な時に、5日も休んでしまった。地域包括支援センターに携わる方はとても大変だと思いますが頑張っていただきたいと思います。（バド）

三須会長のご功績は、この会にとって計り知れません。ご冥福をお祈り申し上げます。残された我々がしっかりと後を引き継ぎましょう。（M）

学びをくださった三須会長の訃報に接し、寂しさとともに、設立準備からの本会の変遷と日本協会加入を重ね合わせ、「時代」を想います。このスタイルでの会誌発行は、今号が最後かもしれません。さまざまな別れの今、新たな時代への今。合掌。（K）

広報部員がなかなか決まらない時、ニコッとした顔で「やってみなさい。おもしろいよ。」の三須会長の言葉に「いやです」と言えませんでした。おかげで色んな事を勉強しています。がんばっています。ご冥福をお祈り致します。（ココ）

山形県介護支援専門員協会

平成18年度通常総会並びに第1回研修会

日時：平成18年4月16日（日）13：00～16：00
会場：山形国際交流プラザ（ビッグウィング）
内容：13：00～通常総会
　主な議題：17年度事業報告・決算
　　18年度事業計画・予算
　　役員改選など
　14:00（総会終了次第）～平成18年度第1回研修会
　　テーマ：「介護保険制度改正のゆくえ（仮題）」

山形県介護支援専門員協会会誌
第20号

発行日／平成18年3月15日
発行人／阿部　三重子（会長代行）
発行所／山形県介護支援専門員協会
〒990-0021　山形市小白川町2-3-31
山形県総合社会福祉センター内
TEL 023-615-6565　FAX 023-615-6521
E-mail：yacm@lapis.plala.or.jp

印刷・製本／株式会社　誠文堂印刷
〒990-0043　山形市本町1-7-50
TEL 023-632-2910　FAX 023-632-2912